

堺市重度障害者対応型共同生活援助事業費補助金について（新規）

【背景】

堺市においては、障害者人口は増加しており、障害者の高齢化や障害の重度化、障害者ニーズの多様化が進んでいる。このような中、国の第3期障害者福祉計画においても「グループホームの充実及び入所等から地域生活への移行」が謳われており、どのような障害者も入所施設ではなく地域で生活することをめざしている。堺市でも現在、障害者が地域で安心して生活できるよう、特に重度の障害者への対応についてグループホームの充実を進めていく必要がある。

【課題】

- ・共同生活援助施設の受け入れる主な障害者像は、自立可能な障害程度の低い障害者が多い
- ・重度障害者が入居している共同生活住居が少ない。
- ・重度な障害がある入居者の支援ほど看護及び介護する人員がより必要であるが、共同生活援助事業の採算性が低く、重度障害者を受け入れに関する人員体制の確保が難しい。

【事業内容】

重度障害者の地域における自立した生活を支援するため、手厚い職員体制が必要であり、受け入れが困難な重度障害者を共同生活援助施設に入居させ必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している指定共同生活援助の事業を行う者に対し、生活支援員、看護師の配置に対しそれぞれ補助金を交付する。

【補助対象】

① 生活支援員配置の補助金

次のいずれにも該当する共同生活住居において指定共同生活援助の事業をおこなうもの

- (1) 堺市内に設置された共同生活住居であること
- (2) 入居者のうち身体障害者手帳1級又は2級（肢体不自由に限る）と療育手帳（A判定）の両方を所持している者が、当該共同生活住居に定員の100分の50以上であること。
- (3) 入居者の帰宅時刻から就寝前までの時間帯のうちの4時間において国が定める最低基準を超える人員を配置し、当該共同生活住居の入居者に対し必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している共同生活住居であること。

② 看護師配置の補助金

- (1) 上記①の(1)～(3)の要件を満たすこと。
- (2) 医療的ケア（下記表1参照）がある障害者が1名以上入居していること。
- (3) 看護師（准看護師を含む）を配置し、週12時間以上勤務すること。

【補助金額】

10,200,000円 <下記①+②>

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ① 生活支援員配置 | 2,000,000円×4か所=8,000,000円 |
| ② 看護師配置 | 1,100,000円×2か所=2,200,000円 |